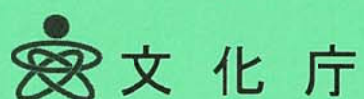


平成20年度「文化庁日本語教育大会」

平成20年8月29日(金)
昭和女子大学

主催



目 次

■ プログラム・・・・・・・・・・・・・・・・	2
■ 日本語教育施策説明・・・・・・・・	5
文化庁資料・・・・・・・・	8
文部科学省資料・・・・・・・・	18
■ 特別講演・・・・・・・・	22
■ 文化審議会国語分科会日本語教育小委員会における審議状況の説明・・	24
■ パネルディスカッション・・・・・・・・	36
■ 地域日本語教育支援事業報告会・・・・・・・・	40
■ 地域日本語教育支援事業協議会・・・・・・・・	54

■ プログラム

◎全体テーマ：「地域における日本語教育のコーディネート機能について考える」

〔趣 旨〕近年、我が国に長期滞在する外国人の増加に伴って、日本語教育の必要性が各地域で高まっている。現場では、言語としての日本語の指導をはじめ、生活に必要な情報の提供など、外国人の多様なニーズにこたえた日本語教育をコーディネートすることが必要となっている。そこで、本大会では、地域における日本語教育のコーディネート機能について議論するとともに、文化庁等が実施している日本語教育事業についての報告と意見交換を行い、これからの地域における日本語教育の在り方について考える。

◎日 時：平成20年8月29日（金） 10：00～17：30

◎会 場：昭和女子大学 グリーンホール

10：00 開会

- 開会あいさつ
- 日本語教育施策説明

10：40～12：00 特別講演

- テーマ：「多文化社会におけるコーディネートの課題～災害情報などテレビ放送の提供を例に～」
- 趣 旨：我が国は、多様な文化背景の外国人と共に生活する多文化共生の時代を迎えている。そこで日本で生活しながら海外との橋渡し役として御活躍のロッド・マイヤール氏からお話を伺い、今後の日本語教育の在り方について考える。
- 講演者：ロッド・マイヤール（日本放送協会プロデューサーディレクター）

13：00～13：40 文化審議会国語分科会日本語教育小委員会における審議状況の説明

- テーマ：「地域における日本語教育の体制整備」
- 趣 旨：文化審議会国語分科会日本語教育小委員会における審議状況について「地域における日本語教育の体制整備」を中心に説明する。
- 説明者：西原 鈴子（東京女子大学教授、文化審議会国語分科会日本語教育小委員会主査）

13:45～15:00 パネルディスカッション

- テーマ：「地域における日本語教育のコーディネート機能について考える」
- 趣 旨：文化審議会国語分科会日本語教育小委員会の審議状況の説明を踏まえ、これからの地域における日本語教育のコーディネート機能の在り方について考える。
- 進行役：山西 優二（早稲田大学教授）
- 協議者：甲村 洋子（愛知県地域振興部国際課多文化共生推進室主幹）
小山 紳一郎（財団法人かながわ国際交流財団情報サービス課長）
杉澤 経子（東京外国語大学多言語・多文化教育研究センタープログラムコーディネーター）
西原 鈴子（東京女子大学教授）

15:20～16:30 地域日本語教育支援事業報告会

- 趣 旨：平成19年度文化庁地域日本語教育支援事業における日本語教室設置運営、人材育成（日本語教育研修）、及び連携推進活動の成果報告を行う。
「地域における日本語教室設置運営について」
- 事例発表者：戸澤 江梨香（日伯学園園長）
- 報告事例：特定非営利活動法人大泉国際教育技術普及センター主催「集住地域の特性を生かした日本語講座（「目指せ、日本の高校・大学への進学！」）
—先輩＝モデルとしてのバイリンガル講師を活かした協調学習と夢の実現—
「地域における日本語教育の研修について」
- 事例発表者：阿部 弘美（財団法人山形県国際交流協会スタッフ）
- 報告事例：財団法人山形県国際交流協会主催「日本語ボランティア研修会～地域の生活者として必要な日本語の指導法～」
「地域における日本語教育の連携推進について」
- 事例発表者：堀 永乃（財団法人浜松国際交流協会主任・日本語コーディネーター）
- 報告事例：財団法人浜松国際交流協会主催「企業における外国人労働者のための日本語教育支援と地域共生について」

16:35～17:30 地域日本語教育支援事業協議会

- テーマ：「地域における日本語教育支援のこれから」
- 趣 旨：平成19年度文化庁地域日本語教育支援事業の成果報告を踏まえ、今後の地域の日本語教育の在り方について意見交換を行う。
- 進行役：宮崎 里司（早稲田大学教授）
- 協議者：阿部 弘美（財団法人山形県国際交流協会スタッフ）
戸澤 江梨香（日伯学園園長）
堀 永乃（財団法人浜松国際交流協会主任・日本語コーディネーター）

（敬称略，五十音順）

<メモ>

■ 日本語教育施策説明

文化庁・文部科学省における日本語教育施策一覧

事 項	施 策 の 概 要
1 「生活者としての外国人」のための日本語教育事業	外国人住民が地域社会で孤立することなく生活していくためには、一定の日本語能力が不可欠であるという観点から、日系人等を対象とした日本語教室の設置運営、退職教員や日本語能力を有する外国人を対象とした日本語指導者養成、ボランティアに対するの長期研修、実践的な日本語教育の研究開発及び日本語教育ハンドブックの作成を実施している。
2 地域日本語教育支援事業	地域における日本語教育活動を支援するため、人材育成、日本語教室設置運営、教材作成、連携推進活動の4分野について、意欲的で優れた事業の企画を公募し、内容を検討し選抜をした上、その実施を委託している。
3 難民救援業務委託	財団法人アジア福祉教育財団に委託して、我が国に定住を希望する難民に対する572時間の日本語教育をRHQ支援センター（東京都）で実施するほか、センターを退所して定住後も日本語学習を継続している者等に対するアフターケアとして、教材の提供、日本語講師の派遣等を行う。また、難民の自主的な日本語学習を支援するため、難民や日本語ボランティア等に対する日本語教育相談の充実・強化を図っている。
4 中国帰国者に対する日本語教育	中国帰国者の日本語習得を援助するため、専門的・技術的な立場から日本語学習教材や日本語教師の指導参考書を作成し、厚生労働省や都道府県等を通じて提供している。
5 日本語教育の指導内容・方法の充実	多様化する日本語の学習ニーズに対応するため、日本語教育大会を開催するほか、日本語教育実態調査等を実施し、日本語教育の指導内容・方法の充実を図っている。
6 日本語教育能力検定試験の実施	財団法人日本国際教育支援協会により、日本語教育の知識・能力が、日本語教育の専門家として必要な水準に達しているかどうかを審査し、証明することを目的として実施している。 平成19年度の受験者数は4,793人で、合格者数は981人（合格率20.5%）となっている。

事 項	施 策 の 概 要
7 日本語能力試験の実施	日本語を学習する者の日本語能力を測定し、認定することを目的に、国内では財団法人日本国際教育支援協会が、国外では独立行政法人国際交流基金が現地関係機関の協力を得て実施している。 1級（日本語学習時間900時間）から4級（同150時間）までの試験レベルに分かれている。 平成19年度の受験者数は各級合わせ523,958人（国内：93,821人、国外：430,137人）、認定者数は各級合わせ188,316人（国内：37,218人、国外：151,098人）で、認定率は35.9%となっている。
8 外国教育施設日本語指導教員派遣事業（REXプログラム）の整備	外国の中等教育施設に公立中・高等学校の若手教員を2年間派遣する外国教育施設日本語指導教員派遣事業（通称「REXプログラム」）を平成2年度から総務省・地方公共団体等との協力の下に実施している。 平成19年度は10人のREX教員を海外に派遣、平成20年度は9人を新規に派遣する予定。
9 外国人児童生徒等に対する日本語指導者養成研修の実施	文部科学省と独立行政法人教員研修センターの共催により、帰国・外国人児童生徒教育に携わる教員や校長・教頭及び指導主事などの管理職を対象として、日本語指導法等を主な内容とした研修を実施している。
10 外国人児童生徒等日本語指導等に対応した教員の配置	「外国人児童生徒・帰国児童生徒」の日本語指導等に対応した教員定数の特例加算により、その給与費の1/3を国庫負担している。
11 JSLカリキュラム実践支援事業	外国人児童生徒等の速やかな日本語習得を促すとともに、効率的かつ効果的な日本語指導の取組を支援する目的で、日本語の初期指導から教科学習につながる段階の学校教育におけるJSL（第2言語としての日本語）カリキュラムを開発した（平成15年7月小学校編、平成19年3月中学校編）。 平成19年度より、本カリキュラムの普及・促進のため、事例の収集やワークショップを実施している。
12 日本語教育機関の質的向上	財団法人日本語教育振興協会では、日本語を学ぶため、我が国に就学生・留学生として入学する外国人を受け入れている日本語教育機関の審査・認定事業を行っている。 また、同協会では、認定した日本語教育機関を紹介する「日本語教育機関要覧」の作成、就学生の円滑な受入れの促進、日本語教材の研究開発等、日本語教育機関の質的向上を図るための諸事業を行っており、文部科学省はこれらの諸事業に対し助成している。

事 項	施 策 の 概 要
13 就学生への援助	独立行政法人日本学生支援機構では、日本語教育機関の卒業生の7割近くが留学生として我が国の大学等に進学する状況を踏まえ、留学生政策の一環として、大学等の高等教育機関への進学を目指す就学生(690人)に対して、学習奨励費を給付している。

○「生活者としての外国人」のための日本語教育事業

平成20年度予算額 148,157千円

(平成19年度予算額 132,487千円)

■事業の趣旨

我が国に居住する外国人は、近年増加の一途をたどり、今後も経済のグローバル化が進む中で増加が予想されている。一方、外国人については、日系人等を中心に日本語能力が十分でないこと等から、地域社会との間であつれき、摩擦等が生じるなどの生活者としての問題が発生している。

そのような状況の中、内閣官房に設置された「外国人労働者問題関係省庁連絡会議」などの各種会議等において、外国人労働者問題が議論され、日本語教育の重要性が指摘されているところである。

そのため、「『生活者としての外国人』のための日本語教育事業」を実施し、我が国に居住する外国人にとって、日本語がわからないことから生じる様々な社会的問題を解消し、外国人が円滑に日本社会の一員として生活を送ることができるように日本語教育の充実を図る。

■事業の内容

(1) 企画委員会の開催

日系人等を活用した日本語教室、退職教員や日本語能力を有する外国人を対象とした日本語教師養成等の事業内容の検討をし選定を行う。

(2) 日系人等を活用した日本語教室

一定の日本語能力を有する日系人等を講師として活用した日本語教室を外国人集住都市等全国において実施する。

(3) 退職教員を対象とした日本語指導者養成

退職教員に対し、日本語教師となるための研修を全国で行い、地域において活動する日本語指導者として養成する。

(4) 日本語能力を有する外国人を対象とした日本語指導者養成

一定の日本語能力を有する外国人に対し、日本語教師となるための研修を外国人集住都市等全国で行い、「日系人等を活用した日本語教室」等で活動する日本語指導者として養成する。

(5) ボランティアを対象とした実践的長期研修

地域で日本語指導に当たるボランティアのうち、上級者を対象に授業実習等の実践を含んだ長期研修を全国で行い、ボランティアの実践的能力の向上を図る。

(6) 外国人に対する実践的な日本語教育の研究開発

外国人労働者が日本語能力試験3級程度の日本語能力を身に付けるために、外国人労働者が学びやすいカリキュラム・授業形態等についての実践的研究・開発を行う。

(7) 日本語教育ハンドブックの作成・配布

日本語学習の必要性、効果的な学習方法、入門的な日本語教科書等の内容を盛り込んだ日本語教育ハンドブックをポルトガル語、中国語等の5言語で作成し、日系人等の外国人に配布する。

「生活者としての外国人」のための日本語教育事業

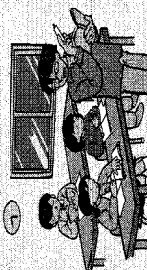
日系人等を中心に日本語能力が十分でないこと等から、地域社会との間で摩擦が発生！

- ・外国人住民が地域社会で孤立することなく生活していくために、日本語能力を身に付けることが必要
- ・そのため、外国人労働者問題関係省庁連絡会議等の各種会議において、「日本語教育の大幅な拡充」を指摘

「生活者としての外国人」のための日本語教育事業の実施

日系人等を活用した日本語教室

- ・60時間程度実施
- ・一定の日本語能力を有する日系人等を講師として活用



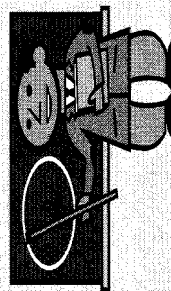
退職教員や日本語能力を有する外国人を対象とした日本語指導者養成

- ・退職教員及び外国人対象の研修をそれぞれ実施
- ・地域の日本語教室で講師として活用



ボランティアを対象とした実践的長期研修

- ・長期(60時間程度)の研修を実施
- ・現役ボランティアの実践的能力の向上を図る。



外国人に対する実践的な日本語教育の研究・開発

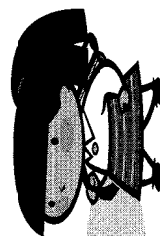
- ・勤務形態等を勘案するなど、外国人労働者が学びやすいカリキュラム・授業形態等の実践的研究・開発を実施。
- ・日本語教育機関等へ研究開発を委託

日本語教育ハンドブックの作成・配布

- ・ポルトガル語、中国語等5言語版を作成し配布
- ・日本語学習の必要性、効果的な学習方法、入門的な日本語の知識等を盛り込む。



外国人の円滑な社会生活の促進



<メモ>

○地域日本語教育支援事業

平成20年度予算額 33,682千円
(平成19年度予算額 35,704千円)

■事業の概要

文化庁では、これまでも、地域における日本語教育の充実を図るため、日本語指導に当たる人材の育成や、親と子が共に学ぶことができる親子参加型日本語教室の開設事業を行ってきたところであるが、平成18年度からは「地域日本語教育支援事業」として、①人材育成、②日本語教室設置運営、③教材作成、④連携推進活動の4分野（詳細は下記のとおり）について先導的・モデル的事業を委託実施し、その成果をもって今後の施策立案の参考にするとともに、優良な事例について広く普及する。

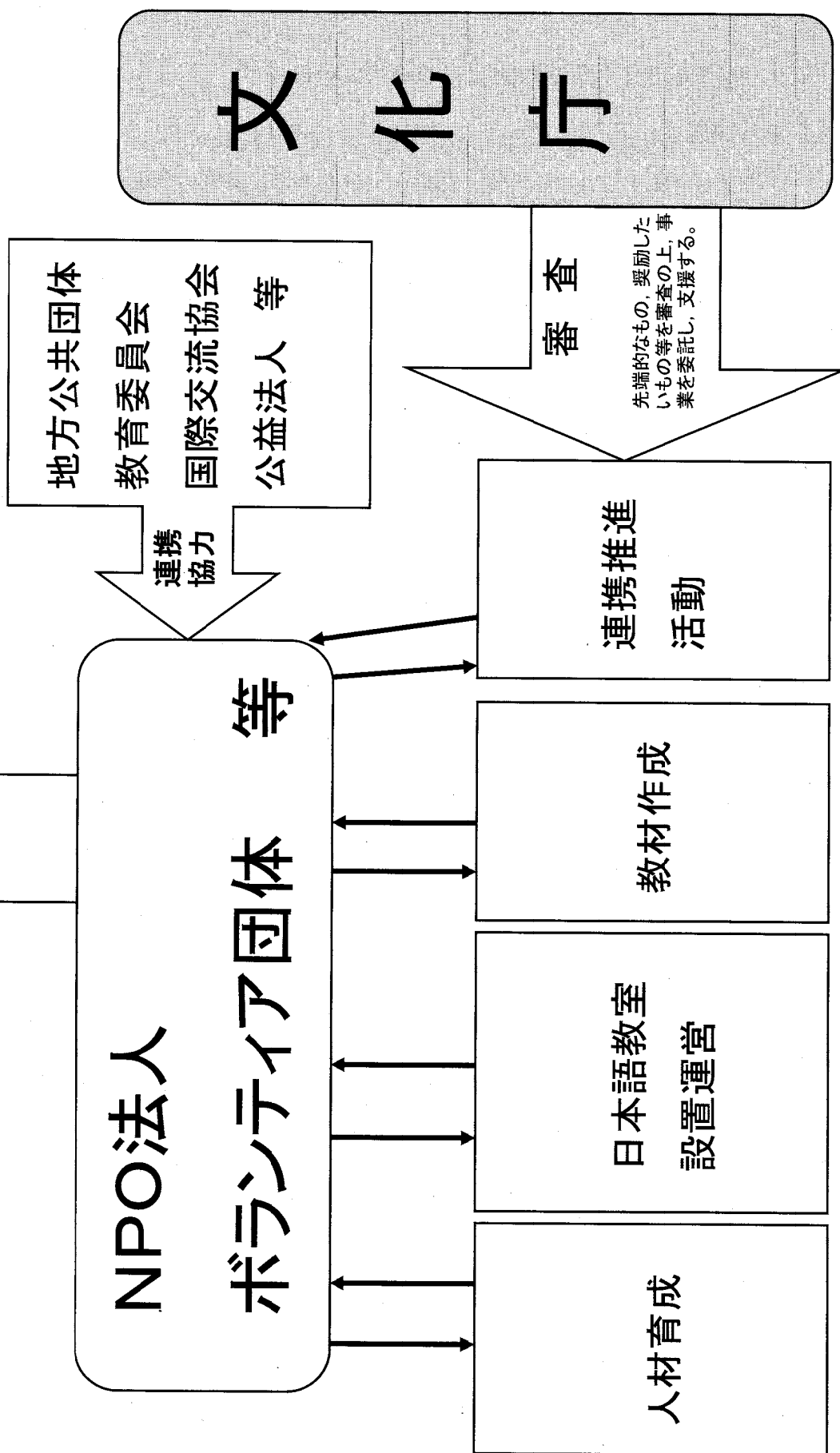
- ①人材育成・・・日本語ボランティア及び日本語ボランティアの現場で中核的な役割を果たす者に対して地域のニーズに応じた研修の実施
- ②日本語教室設置運営・・・地域のニーズに応じた特徴のある日本語教室の設置運営
- ③教材作成・・・学習者の学習目的に合った多様な教材開発の実施
- ④連携推進・・・地域における日本語支援関係者の連携推進活動の実施

■平成19年度実績

- 人材育成・・・・・・・・・・11件
- 日本語教室設置運営・・・・21件
- 教材作成・・・・・・・・・・5件
- 連携推進・・・・・・・・・・3件

地域日本語教育支援事業

地域における日本語教育の充実



平成19年度国内の日本語教育の概要

I 外国人に対する日本語教育の現状について

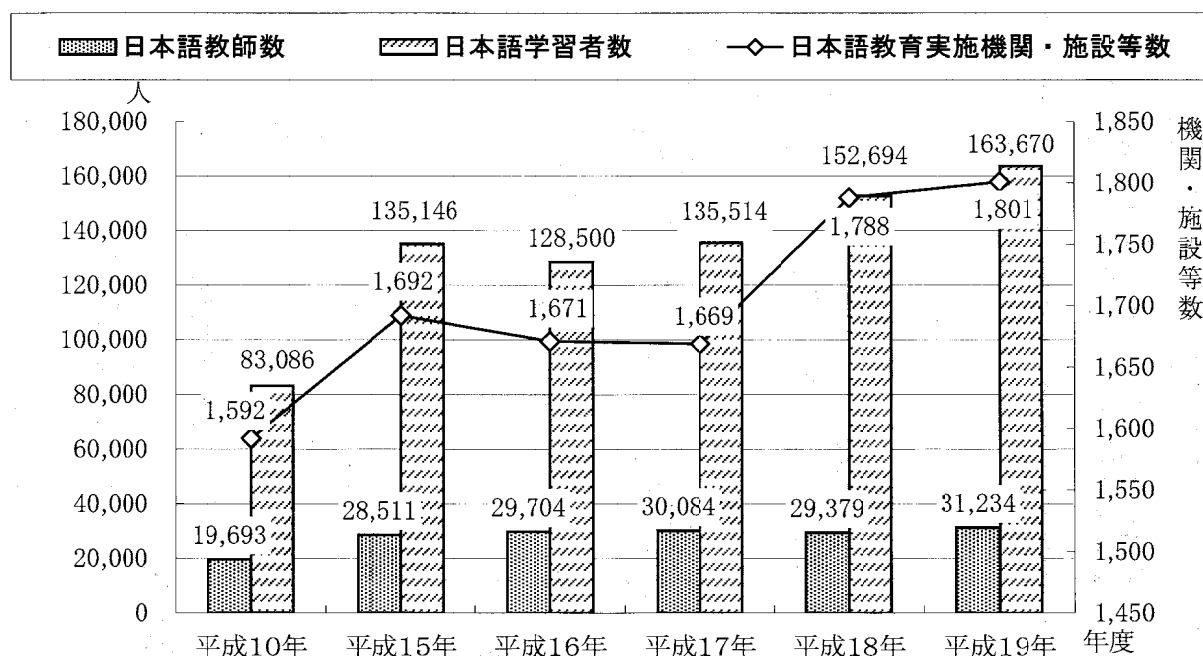
1 概観

平成19年11月1日現在、国内における日本語教育の実施機関・施設等数は1,801機関・施設、日本語教師数は31,234人、日本語学習者数は163,670人となっている。

		機関・施設等数	教師数	学習者数
大学等 機 関	大 学 院	40	157	1,336
	大 学	431	4,490	38,129
	短 期 大 学	85	265	1,381
	高 等 専 門 学 校	53	108	283
小 計		609	5,020	41,129
一般の施設・団体		1,192	26,214	122,541
合 計		1,801	31,234	163,670

平成18年との比較では、機関・施設等数、日本語教師数、学習者数がともに増加しており、過去最高となっている。

また、ここ9年間（平成10年→平成19年）の推移を見ると、教師数は、19,693人から31,234人（1.6倍）に、学習者数は83,086人から163,670人（2.0倍）に、それぞれ増加している。



	平成10年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
日本語教育実施機関・施設等数	1,592	1,692	1,671	1,669	1,788	1,801
日本語教師数	19,693	28,511	29,704	30,084	29,379	31,234
日本語学習者数	83,086	135,146	128,500	135,514	152,694	163,670

2 総 表

区分			機関・施設等数	教師数				学習者数	
				常勤教師	非常勤教師	ボランティア等	小計		
大学等機関	大学院	国立	18	45	48	0	93	953	
		公立	2	1	2	0	3	14	
		私立	20	29	32	0	61	369	
		計	40	75	82	0	157	1,336	
	大学	国立	77	506	800	0	1,306	10,550	
		公立	31	57	63	0	120	653	
		私立	323	1,140	1,924	0	3,064	26,926	
		計	431	1,703	2,787	0	4,490	38,129	
	短期大学	国立	0	0	0	0	0	0	
		公立	4	4	2	0	6	4	
		私立	81	119	140	0	259	1,377	
		計	85	123	142	0	265	1,381	
	高等専門学校	国立	53	46	62	0	108	283	
		公立	0	0	0	0	0	0	
		私立	0	0	0	0	0	0	
		計	53	46	62	0	108	283	
	小計		609	1,947	3,073	0	5,020	41,129	
一般の施設・団体	グループA	地方公共団体	都道府県	5	1	4	28	33	314
			政令指定都市	2	0	0	285	285	636
			中核市	10	0	18	276	294	724
			計	17	1	22	589	612	1,674
		教育委員会	都道府県	0	0	0	0	0	0
			政令指定都市	5	0	17	569	586	1,583
			中核市	4	3	3	30	36	210
			計	9	3	20	599	622	1,793
		国際交流協会		68	5	204	3,740	3,949	10,726
		(財) 日本語教育振興協会認定施設		330	1,584	4,076	91	5,751	43,768
	計		424	1,593	4,322	5,019	10,934	57,961	
	グループB	地方公共団体（上記以外）	地方公共団体（上記以外）	57	13	81	707	801	2,361
			教育委員会（上記以外）	109	68	200	1,102	1,370	5,011
			国際交流協会（上記以外）	240	18	127	5,512	5,657	16,275
		その他	特定非営利活動法人	25	9	69	783	861	2,826
			学校法人・準学校法人	9	40	19	0	59	3,011
			株式・有限会社	14	1,021	186	0	1,207	5,300
			社団法人・財団法人	35	61	542	391	994	14,223
			上記以外の法人	27	29	200	266	495	2,790
			任意団体	216	39	110	3,304	3,453	10,442
			その他	36	13	43	327	383	2,341
	計		768	1,311	1,577	12,392	15,280	64,580	
小計		1,192	2,904	5,899	17,411	26,214	122,541		
合計		1,801	4,851	8,972	17,411	31,234	163,670		

Ⅱ 日本語教師養成・研修の現状について

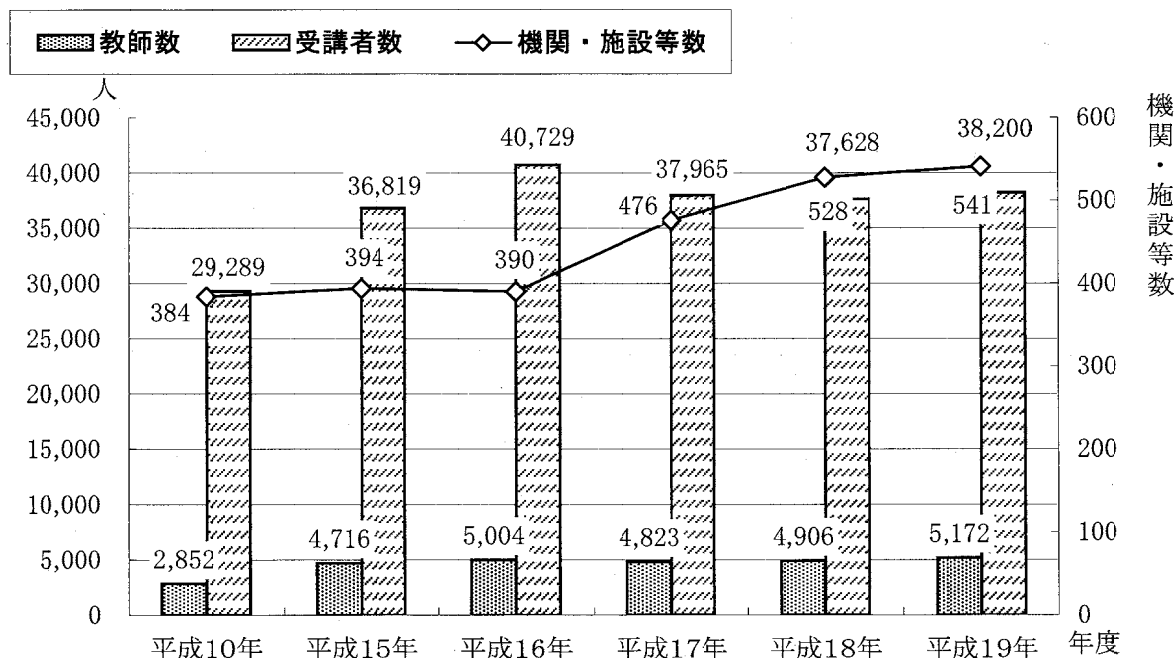
1 概観

平成19年11月1日現在，国内における日本語教師養成コース，日本語教育関係科目を設け，日本語教師の養成等を実施している機関・施設等数は541機関・施設，日本語教師養成担当の教師数は5,172人，受講者数は38,200人となっている。

		機関・施設等数	教師数	受講者数
大学等 機 関	大 学 院	35	392	769
	大 学	180	2,724	22,355
	短 期 大 学	10	33	367
	高 等 専 門 学 校	0	0	0
小 計		225	3,149	23,491
一般の施設・団体		316	2,023	14,709
合 計		541	5,172	38,200

平成18年との比較では，機関・施設等数，教師数，受講者数のいずれも増加している。

また，ここ9年間（平成10年→平成19年）の推移を見ると，機関・施設等数は384機関・施設から541機関・施設（1.4倍）に，教師数は，2,852人から5,172人（1.8倍）に，受講者数は29,289人から38,200人（1.3倍）にそれぞれ増加している。



	平成10年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
機関・施設等数	384	394	390	476	528	541
教師数	2,852	4,716	5,004	4,823	4,906	5,172
受講者数	29,289	36,819	40,729	37,965	37,628	38,200

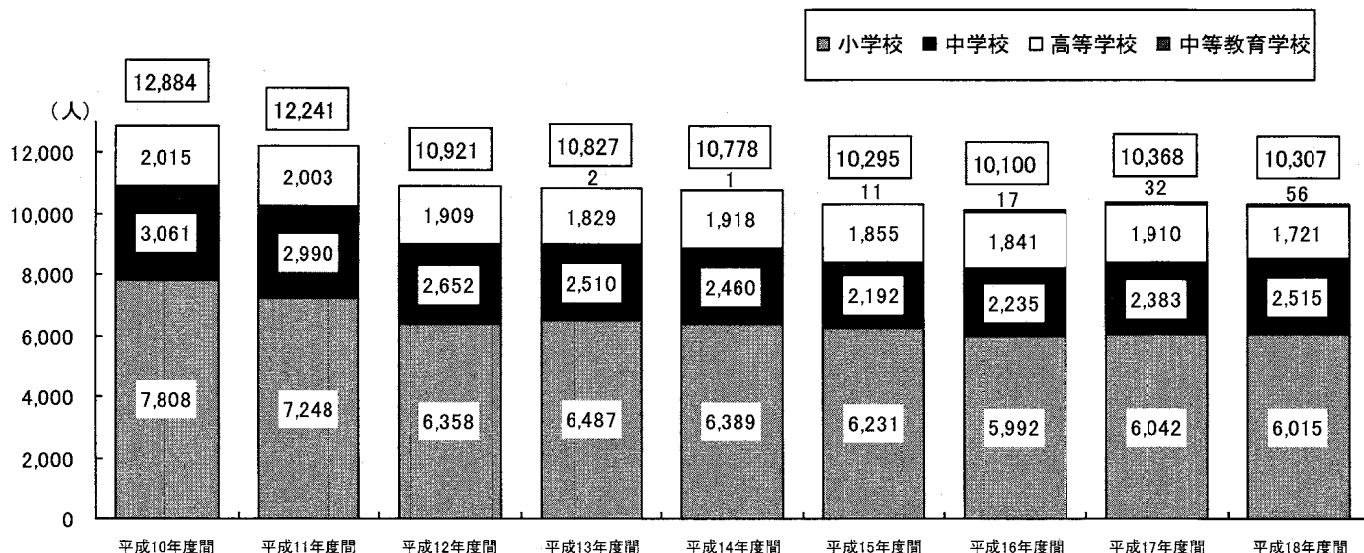
2 総 表

区分			機関・施設等数	教師数				受講者数	
				常勤教師	非常勤教師	ボランティア等	小計		
大学等機関	大学院	国立	11	85	52	0	137	253	
		公立	2	15	1	0	16	5	
		私立	22	162	77	0	239	511	
		計	35	262	130	0	392	769	
	大学	国立	25	211	65	0	276	1,878	
		公立	9	90	93	0	183	356	
		私立	146	1,186	1,079	0	2,265	20,121	
		計	180	1,487	1,237	0	2,724	22,355	
	短期大学	国立	0	0	0	0	0	0	
		公立	1	1	0	0	1	86	
		私立	9	19	13	0	32	281	
		計	10	20	13	0	33	367	
	高等専門学校	国立	0	0	0	0	0	0	
		公立	0	0	0	0	0	0	
		私立	0	0	0	0	0	0	
		計	0	0	0	0	0	0	
	小計			225	1,769	1,380	0	3,149	23,491
一般の施設・団体	グループA	地方公共団体	都道府県	5	0	8	0	8	766
			政令指定都市	2	0	0	11	11	75
			中核市	5	0	22	0	22	256
			計	12	0	30	11	41	1,097
		教育委員会	都道府県	0	0	0	0	0	0
			政令指定都市	2	0	12	0	12	74
			中核市	1	0	3	0	3	6
			計	3	0	15	0	15	80
		国際交流協会		46	6	141	61	208	2,612
	(財) 日本語教育振興協会認定施設		49	164	475	2	641	1,217	
	計		110	170	661	74	905	5,006	
	グループB	地方公共団体（上記以外）		20	2	37	57	96	650
		教育委員会（上記以外）		16	3	17	29	49	400
		国際交流協会（上記以外）		84	11	69	193	273	2,751
		その他	特定非営利活動法人	14	5	55	67	127	1,200
			学校法人・準学校法人	0	0	0	0	0	0
			株式・有限会社	9	19	135	0	154	2,628
			社団法人・財団法人	6	4	28	0	32	175
			上記以外の法人	6	26	45	10	81	471
			任意団体	47	3	24	249	276	1,326
	その他		4	0	7	23	30	102	
	計		206	73	417	628	1,118	9,703	
小計			316	243	1,078	702	2,023	14,709	
合計			541	2,012	2,458	702	5,172	38,200	

帰国・外国人児童生徒教育の充実について

(1) 帰国児童生徒の動向

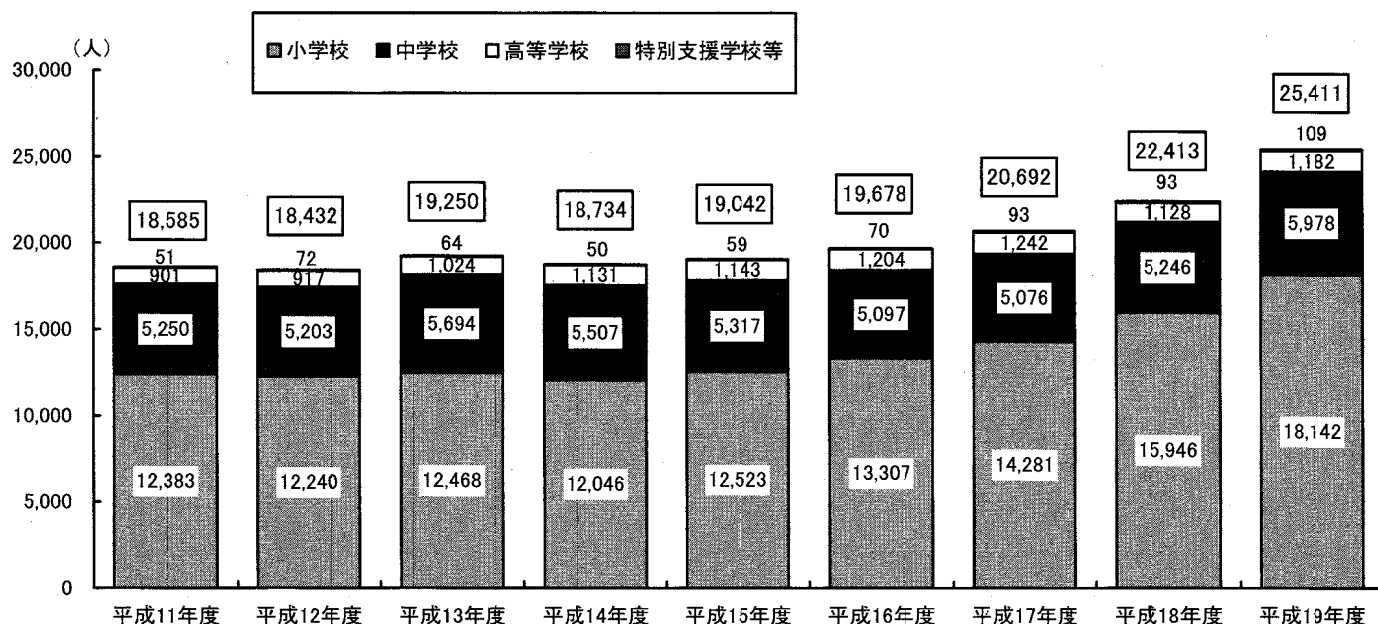
海外に1年以上在留した後に帰国した児童生徒数は、平成18年度間で小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校に合わせて10,307人在籍している。学校別には、小学校段階の児童数が最も多く、次に中学校、高等学校、中等教育学校の順になっている。



出典:文部科学省「学校基本調査」

(2) 外国人児童生徒の動向

公立小・中・高等学校、特別支援学校及び中等教育学校に在籍する外国人児童生徒は、平成19年5月現在、約7万3千人在籍している。公立の小・中・高等学校、特別支援学校及び中等教育学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒は、平成19年9月現在、約2万5千人で、調査開始以来最多となった。



出典:文部科学省「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況等に関する調査」

(3) 帰国・外国人児童生徒教育の充実に関する国の施策

① 外国児童生徒等に対して日本語指導を行う教員の配置

日本語指導等に対応した教員定数の特例加算により、義務教育諸学校に勤務する教員の給与費の1/3を国庫負担。(平成20年度積算:985人)

② 日本語指導者等に対する講習会の実施

外国人児童生徒教育に携わる教員や校長・教頭及び指導主事などの管理職を対象として、日本語指導法等を主な内容とした実践的な講習会を実施。(年1回、4日間、110名程度)

③ 就学ガイドブックの作成・配布

公立義務教育諸学校への就学の機会を逸することのないよう、日本の教育制度や就学の手続き等についてまとめた就学ガイドブック(改訂版)をポルトガル語、中国語等7言語で作成。教育委員会に配付。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/001.htm#a09

④ 帰国・外国人児童生徒受入促進事業(平成19年度～)

帰国・外国人児童生徒の受入体制の包括的な整備を行う地域の支援体制モデルの在り方や不就学の外国人の子どもに対する就学促進に関する調査研究を実施。

【実施内容例】

- ・母語のわかる指導協力者やコーディネーターの配置
- ・域内の小中学校に対する巡回指導
- ・バイリンガル相談員等の活用による、外国人登録部局や企業と連携した就学啓発活動
- ・就学前の外国人の子どもへの初期指導教室(プレクラス)の実施
- ・学校での日本語指導の補助や、学校と保護者との連絡調整等を行う際に必要な外国語の分かる人材の配置

(平成20年度予算額:22,300万円、22地域)

⑤ JSLカリキュラム実践支援事業(平成19年度～)

日本語指導について、その初期指導から教科学習につながる段階を支援する「学校教育におけるJSL(第二言語としての日本語)カリキュラム」の普及・促進のため、

- ・JSLカリキュラムを活用した実践事例の収集及び普及
- ・JSLカリキュラムに関するワークショップの実施

を行う。(平成20年度予算額:3,500万円)

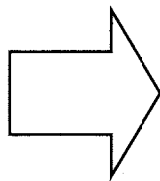
⑥ 外国人児童生徒教育の充実に関する取組の要請

就学案内等の徹底、外国人関係行政機関との連携の促進、就学手続き時の居住地等確認方法の弾力化、多様な人材の積極的活用について留意しつつ、外国人児童生徒教育に関する取組の充実に一層努めるように通知を发出(「外国人児童生徒教育の充実について」平成18年6月22日付け文科初第368号初等中等教育局長通知)。

外国人児童生徒教育の充実方策について(報告)のポイント

○ 検討の背景

- 日本語指導が必要な外国人児童生徒数の増加 (H19: 25,411人)
- 外国人の子どもの不就学の問題
- 外国人の滞在の長期化・定住化等



○ 検討課題

外国人の子どもの就学支援や公立学校に在籍する外国人児童生徒の適応指導・日本語指導について、今後5年間で国、地方公共団体等が取り組むべき施策を検討し、具体的な方針を提言

主な提言事項

1. 外国人児童生徒の就学支援

- 外国人の子どもの就学状況に関する定期的・継続的な調査の実施
- 就学ガイドブックの活用等による外国語による就学案内や就学情報の提供の取組の推進
- 教育委員会と地域のボランティア団体、児童相談所、スクール・ソーシャルワーカー等の連携による就学促進活動の実施
- 地域の拠点校等を中心とした教員等の巡回指導などによる受入・指導体制の推進

2. 外国人児童生徒の適応指導・日本語指導

- 小・中学校への入学を予定する外国人の子どものための初期指導教室の普及
- JSL (Japanese as a second language: 第二言語としての日本語) カリキュラムの普及・定着のための教員研修や実践事例等の情報提供の実施
- 学校において活用可能な外国人児童生徒の日本語能力の測定方法や外国人児童生徒の体系的かつ総合的な日本語指導のガイドラインの開発
- 外国人児童生徒等の日本語指導に対応した教員の必要な定数の改善と学校への配置の推進
- 外国人児童生徒の支援員等の配置の促進
- 外国人児童生徒の指導にあたる教員や支援員等の養成・確保
 - ・ 教員養成系大学等の教職課程に在籍する学生等の日本語教育等の講座の履修促進
 - ・ 教員や支援員の採用・確保等における日本語教育等に関する知識・経験等の考慮
 - ・ 日本語指導、国際理解教育に関する専門的な研修の実施や様々な現職教員研修の活用
 - ・ 外国人児童生徒への日本語教育能力に関する資格・認定制度の検討
- 高等学校への入学者選抜に当たり、特別定員枠の設定等の措置の促進

3. 地域における外国人児童生徒等の教育の推進

- 外国人児童生徒も含めた放課後等の居場所づくりの推進
- 地域住民やNPOやボランティア団体等と学校の連携による地域を挙げた外国人児童生徒教育等を含む学校支援体制の構築
- 外国人の保護者、外国人学校在籍者等を対象とした地域の日本語教育の推進

※ワークショップの参加に当たっては、各地区の連絡先に問い合わせ願います。また、派遣者の旅費につきましては、派遣元で負担願います。

平成20年6月現在

研修名	研修対象者	募集対象地域	募集人数	開催期間及び期日	開催場所	連絡先
JSLカリキュラムによる日本語指導研修会	日本語指導が必要な児童生徒の日本語指導の役割を担う教員等	北海道・東北地区	50	平成20年7月31日 ～10月16日	福島県 福島市	福島市教育委員会学校教育課 電話:024-535-1111 (内線5339)
「イチから学ぶ、外国人児童生徒教育と日本語指導」研修会 (日本語指導担当者講座)	日本語指導を担当している教員(日本語学級担当教員、学級担任など)	全国	70	平成20年5月9日～11日 平成20年8月4日～5日 平成21年2月7日	東京学芸大学 (東京都小金井市)	東京学芸大学国際教育センター 電話:042-329-7721
「イチから学ぶ、外国人児童生徒教育と日本語指導」研修会 (学校管理職講座)	外国人児童生徒が在籍する学校の校長、副校長、教頭等		20	平成20年5月9日～10日	東京学芸大学 (東京都小金井市)	東京学芸大学国際教育センター 電話:042-329-7721
JSLカリキュラムを生かした外国人児童生徒への学習指導方法の在り方	日本語適応教室担当教員、外国人児童生徒を担当する教員、語学補助員等	中部地区	50	平成21年2月6日	知多郡東浦町立 石浜西小学校	愛知県知多郡東浦町教育委員会 電話:0562-83-3111 (内線173)
JSLカリキュラム指導者研修	日本語指導対応加配教員 在籍校で支援している教員及び指導協力者(教育サポーター及び日本語指導ボランティア等も含む)	近畿地区	約240	平成20年7月1日 ～平成21年1月30日	大阪府	大阪府教育委員会 児童生徒支援課 電話:06-6941-0351
教科学習につながる日本語指導研修会	日本語指導担当教員及び外国人児童生徒の在籍校の教員		約150	平成20年7月1日 ～平成21年1月30日		
堺市JSLカリキュラム研修会	大阪府の日本語指導担当教員及び日本語指導協力者	近畿・中国・四国地区	40	平成20年7月～11月	大阪府 大阪市	大阪府教育委員会 電話:06-6208-9185
日本語指導担当者等研修会	日本語指導が必要な外国人児童生徒が在籍する公立小学校・中学校において日本語指導を担当する教員等		約30	平成20年7月～12月	大阪府 堺市	堺市教育委員会 学校教育部教務担当企画推進グループ 電話:072-228-7436
芦屋市日本語指導担当教員等資質向上研修会	日本語理解が不十分な児童生徒に対して日本語指導を行う教員等学校園関係者	近畿・中国・四国地区	各70	平成20年7月1日 平成20年8月5日	兵庫県 神戸市	兵庫県教育委員会 子ども多文化共生センター 電話:0797-35-4537
日本言語指導当教員等研修会(公開授業と協議等)	○児童生徒支援教員、日本語指導研究推進担当 ○外国人児童生徒の担任、多文化共生サポーター、スタディサポーター、学習支援者 ○日本語指導やJSLカリキュラムに興味関心のある希望者		40	平成20年8月上旬(2日程度) 平成20年11月下旬(1日程度) 平成21年1月下旬(1日程度)	兵庫県 芦屋市	芦屋市教育委員会事務局 学校教育部 電話:0797-38-2087
JSLカリキュラムワークショップ	市・小・中・特別支援学校国際理解教育担当者 ・外国人児童生徒が在籍する小・中・特別支援学校の担当者 ・該当学校以外の希望者	九州地区	30	平成20年6月4日 平成20年10月中 平成21年1月中	姫路市立花田小学校 (兵庫県姫路市)	姫路市教育委員会 学校教育部人権教育課 電話:079-221-2777
JSLカリキュラム実践ワークショップ	九州各県の小学校・中学校の日本語指導を担当する教員や日本語指導協力者等		40	平成20年8月1日	伊丹市立総合「教育センター」 (兵庫県伊丹市)	伊丹市教育委員会事務局 学校教育室 電話:072-780-3534
JSLカリキュラム実践ワークショップ		九州地区	50	平成20年8月20日～22日	福岡県 久留米市	久留米市教育委員会 学校教育課 電話:0942-30-9216

■ 特別講演

○テーマ：「多文化社会におけるコーディネート課題～災害情報などテレビ放送の提供を例に～」

○趣 旨：我が国は、多様な文化背景の外国人と共に生活する多文化共生の時代を迎えている。そこで日本で生活しながら海外との橋渡し役として御活躍のロッド・マイヤール氏からお話を伺い、今後の日本語教育の在り方について考える。

○講演者：ロッド・マイヤール（日本放送協会プロデューサー・ディレクター）

（敬称略）

ロッド・マイヤール

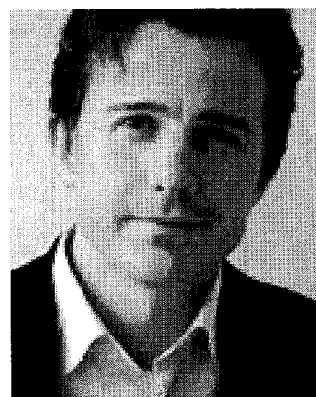
日本放送協会プロデューサー・ディレクター（PD）

専 門：メディア研究，社会人類学

略歴等：スペイン人の父，フランス人の母との間にパリで生まれる。パリ大学院を卒業する直前に自分のアイデンティティに悩まされ，偶然の来日。そして，早稲田大学に留学。卒業後，NHKの新入社員試験を合格・職員ディレクターとして入社。阪神大震災でボランティアとして地元FM局を中心に多言語の救援番組を制作・出演するのをきっかけに日本に永住することを決心。以降，演出とプロデュース，放送文化の研究，舞台の活躍において，「より豊かな日本を皆で作っていきたい」という夢を追いかける。

現在，NHKの国際放送局番組部プロデューサー・ディレクター（PD）。

国際放送を併せ，日本の文化・社会様相を紹介する番組を担当。東京大学情報学府学際情報学専攻博士課程在学中，元NHK放送文化研究所の研究員として，メディア研究・社会人類学を専門。災害放送とマイノリティーやメディア・コンテンツの国際化問題等日本放送文化における国際化問題を研究。一方，14年間番組制作局のディレクターとしてドラマなど日本のテレビ番組の制作を担当。関わった作品の中に，第24回日本放送文化基金賞，平成16年文化庁映画制作支援作品映画等がある。



<メモ>

■ 文化審議会国語分科会日本語教育小委員会における審議状況の説明

- テーマ：「地域における日本語教育の体制整備」
○趣 旨：文化審議会国語分科会日本語教育小委員会における審議状況について「地域における日本語教育の体制整備」を中心に説明する。
○説明者：西原 鈴子（東京女子大学教授，文化審議会国語分科会日本語教育小委員会主査）
（敬称略）

西原 鈴子（にしはら すずこ）

東京女子大学現代文化学部教授（Ph. D.）

専 門：応用言語学，日本語教育学

略 歴：アメリカ，インドネシア，オーストラリア，日本で日本語教育に従事した後，昭和61年に国立国語研究所入所。国立国語研究所日本語教育センター日本語教育指導普及部長を経て現職。平成13年から平成17年まで日本語教育学会会長を務める。また，平成16年から中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会外国語専門部会委員を務めている。文化審議会国語分科会では，平成16年から委員となり，平成19年からは日本語教育小委員会主査を務めている。

主著書：『Japanese I, II』（放送大学，共著）

『Cross-cultural Pragmatics and the Japanese Language』（自治体国際化協会他）



<メモ>

地域における日本語教育の体制整備について
(国語分科会日本語教育小委員会における審議経過)

- 文化審議会国語分科会日本語教育小委員会は、前期において、現在喫緊の課題となっているのは、地域社会の一員として外国人が社会参加するのに必要な日本語学習の支援であり、そのために、日本語教育の「内容の改善」、「体制の整備」、「連携協力の推進」について、早急に検討する必要があるという取りまとめを行った。
- 今期は、上の課題について、実効性のある振興策を取りまとめることを目標に「体制の整備」から審議を始めた。
- 以下に示すのは、今期の日本語教育小委員会での現在までの審議の内容を取りまとめたものである。

(1) 各機関の役割分担と連携

① 国の担うべき役割

※以下、この文書において「国」とは、基本的に文化庁のことを指している。

- 国の担うべき役割は、生活者としての外国人に対する日本語教育の目標及び標準的な内容・方法、さらには、地域における日本語教育の体制整備の在り方を、指針として示すことである。
- 国は、生活者としての外国人に対する日本語教育が円滑に遂行されるように、適切な財政支援を行うなど地域における日本語教育の体制の整備を支援する必要がある。
- 国は、上の指針を踏まえつつ、生活者としての外国人に対する日本語教育に係る日本語能力の測定方法及び指導力の評価方法についても、一定の指針を示すことが求められる。
- 指針として国が示す生活者としての外国人に対する日本語教育の標準的な内容・方法を地域で実践するためには、大学、研究機関、日本語教育機関及び地域のボランティア団体その他関係団体の協力を得て、その指針を地域の特性に応じて具体化することが必要であり、国は、都道府県及び市町村と連携してそれを担う人材を養成する必要がある。
- 国は、地域に日本語教室が開設されていなかったり、日本語教室は開設されていてもその内容がそぐわなかったりする等の状況を改善し学習者のニーズにこたえることができるよう、地域における日本語学習の環境整備のための支援を行う必要がある。
- 国は、指針として示す生活者としての外国人に対する日本語教育の標準的な内容・方法について、地域の日本語教育の指導者に適切に指導助言できる「指導者の指導者」を養成する必要がある。
- 国は、生活者としての外国人の日本語学習の動機付けとなる奨励措置を検討し、提示することが期待される。これには、直接学習者に対するものと日本語教育の実施機関等に対するものが含まれると考えられる。

② 都道府県の担うべき役割

- 都道府県の担うべき役割は、その実情に応じた域内の日本語教育の体制整備である。
- 都道府県は、指針として国が示す日本語教育の標準的な内容・方法を参考に、その実情に応じた日本語教育の内容・方法を検討・調整する必要がある。
- 都道府県は、域内の市町村において、日本語教育を事業化し推進できる人材を、市町村と連携して養成する必要がある。

- 域内の状況によっては、隣接する都道府県と協力した施策を展開するなど、相互の連携協力を図ることも検討する必要がある。
- 以上のほか、地域における日本語教育の体制整備で都道府県が果たすべき具体的役割としては、例えば以下のようなものが考えられる。

- ・域内の日本語教育の実態把握（学習者の背景・ニーズ、教室数・講師数等）
- ・域内関係者の連絡会議の開催
- ・他事業との連携協力
- ・活動内容の広報

③ 市町村の担うべき役割

- 市町村の担うべき役割は、都道府県が検討・調整した日本語教育の内容・方法を、現場の実情に沿って具体的に編成・実施していくことである。
- 国で養成する「指導者の指導者」を活用するなどして、地域における日本語教育の指導者を養成する必要がある。
- 以上のほか、地域における日本語教育の体制整備で、市町村が果たすべき具体的役割としては、例えば以下のようなものが考えられる。
 - ・日本語教室の設置運営（学習者のニーズの把握、施設の確保、活動内容の広報、成果の分析・評価等）
 - ・学習者及び指導者からの相談対応
 - ・域内外の人材・情報リソース（資源）の活用

（２）各機関の連携協力の在り方

- （１）の国、都道府県及び市町村のそれぞれが担う役割は、相互に連携されることにより機能が強化されるものである。
- このため、国と都道府県、国と市町村、都道府県と市町村間の連携はもちろんのこと、関係省庁間、都道府県間、市町村間の連携が重要になる。
- 国、都道府県及び市町村は、それぞれのレベルで地域における日本語教育を推進するために、国際交流協会等を活用した日本語教育のほかに、大学、日本語教育機関、NPO、ボランティア団体、企業、在住する外国人による団体及びその他関係団体とのネットワークを形成し、学習者のニーズに応じて多様な教育が提供できるような体制の整備を図る必要がある。

- 小学校、中学校及び高等学校等の学校は、在籍する外国人児童生徒に対する日本語教育等を担うべき役割があるが、年少者の日本語習得は、教員だけでなく、専門家やボランティアによる支援が重要であり、地域における日本語教育機関・団体と連携協力することが求められる。
- 地域における日本語教育は、多文化共生社会の実現に向けての取組でもあり、日本語教育を推進するためには、ボランティアや専門家のほかに、一般市民の参加が必要不可欠である。
- 国、都道府県及び市町村は、これらの団体及び個人とネットワークを形成し、協力関係を構築することを担うべきであり、その調整機能を担える人材の養成が併せて必要となる。

(3) 地域における日本語教育で必要とされる機関及び人材とその役割

- 言語・文化的背景や日本語学習環境・動機の多様な住民が社会の様々な層に広がり、地域における日本語教育のニーズは非常に多様化している。そのような中で、国が指針として示す日本語教育の標準的内容・方法と日本語教育の体制整備の在り方は、飽くまでも指針であって、現場の状況に応じて必要な修正を加えるべきものである。
- そこで、都道府県及び市町村は、地域の特性に応じた日本語教育の企画・運営を行うため、大学や研究機関の研究者、企業人、国際交流協会関係者、NPO関係者、ボランティア、在住外国人等の協力を得て、国の指針を現場に適用可能な具体的なものにすることが必要であり、そのためのコーディネート機能を有する機関及び人材が必要となる。
- 日本語教育のコーディネート機能を有する機関及び人材の果たすべき役割は、ボランティアにのみ依存した日本語教育の現状を改善し、日本語教育の質的向上を支援することにある。
- 都道府県及び市町村においては、日本語教育のコーディネート機能を自治体等の本来の業務として位置付け、それに要する人材をできる限り常勤職員として配置することが重要である。
- 例えば、都道府県及び市町村が設置した国際交流協会には、過去の経緯も含め地域の実情に詳しい人材が登用されているところもある。行政施策としての地域における日本語教育の活動拠点として、国際交流協会等が継続的に日本語教育のコーディネート機能を果たすことが期待される。

国語分科会日本語教育小委員会における審議について —今後検討すべき日本語教育の課題—

<はじめに>

近年、国境を越えた人の移動が容易となり、世界的な規模で人材の活用が盛んになっている。厚生労働省・外国人雇用状況報告によれば、我が国においても平成18年6月現在の外国人労働者数が、平成8年6月現在と比較して約2.5倍(39万人)となっている。また、我が国に在住する外国人は、その家族とともに定住する傾向にあり、外国人を地域社会の一員としてとらえ、「多文化共生社会」の実現に向けた取組を進める自治体も増えている。共生に向けた取組の中で喫緊の課題となっているのが、日本語によるコミュニケーションであり、平成18年3月に発表された総務省の「多文化共生推進プログラム」の提言においても、コミュニケーション支援の必要性が重要な課題の第一に取り上げられている。さらに、平成18年12月には政府の外国人労働者問題関係省庁連絡会議が「生活者としての外国人」に関する総合的対策を発表し、定住外国人に対する日本語教育の充実及び外国人児童に対する日本語教育の強化が検討すべき課題として取り上げられている。

平成12年に国語審議会は「国際社会に対応する日本語の在り方」を答申し、広く国際化時代の日本語についての在り方を示した。しかし、来日した外国人を一時滞在者として各地でそれぞれが対応するばかりでなく、我が国を構成する生活者の一員としてとらえた総合的な施策の展開が必要となるなど、ここ数年で日本社会の国際化は我々の日常生活にまで進み、状況は大きく変化した。このような変化を踏まえ、文化審議会国語分科会は、平成19年7月25日に日本語教育小委員会を設置し、現在の日本語教育をめぐる諸課題について検討することとし、まずはそれらの課題を明らかにすることを目指して、関係者へのヒアリングと審議を重ねた。

以下、国語分科会日本語教育小委員会における、これまでの審議内容を「多文化社会における日本語と日本語教育」「これまでの文化庁における日本語教育施策の概要」「今後検討すべき課題」に分けて記述する。

I 多文化社会における日本語と日本語教育

1 国内に在住する外国人の現状について

平成18年末現在における外国人登録者数は208万人で、10年前の1.5倍に増加している。この数は我が国の総人口1億2,777万人の1.63%に当たり、その割合は年々上昇している。我が国の総人口と外国人登録者数を10年間の伸び率で比較してみると、我が国の総人口の伸び率は1.5%であるのに対し、外国人登録者数の伸び率は、47.3%とはるかに高い(法務省調べ)。

国籍（出身地）別の内訳を見ると、韓国・朝鮮の60万人（28.7%）、中国の56万人（26.9%）、フィリピンの19万人（9.3%）をはじめとするアジア地域が73.9%、ブラジルの31万人（15.0%）、ペルーの6万人（2.8%）をはじめとする南米地域が18.6%を占めている。10年前との比較では、韓国・朝鮮が約1割減少する一方で、中国は約2.4倍に、フィリピンが2.3倍に、ブラジルが1.5倍にそれぞれ増加しており、これまで我が国に在住する外国人の中心であった韓国・朝鮮以外の外国人の増加が進み、その構成が変化している。

在留資格別では、「特別永住者^{*1}」（44万人）、「一般永住者^{*2}」（39万人）、「定住者^{*3}」（27万人）及び「日本人の配偶者等」（26万人）で全体の65.6%を占めている。なかでも「一般永住者」と「定住者」の数は10年前と比較して増加し、「一般永住者」は5.5倍に、「定住者」は1.6倍となっており、外国人の定住化の傾向がうかがえる。また、全体に占める割合は大きくないが、10年前と比較して、際だって増加しているのは、「研修^{*4}」で3.4倍（7万人）となっている。

2 外国人の社会参加と日本語

国境を越えた人の移動と定住化の傾向が進み、先進国を中心とする世界各国で文化的背景の多様な住民による共生社会構築のための取組が行われている。

近年、我が国では言語・文化的背景の多様な住民が増加し、社会の多様な層へ広がりつつある。このような状況においては、長い歴史の中で培われてきた日本社会・文化の伝統を大切にしつつ、各人が互いに異なる文化や考え方を学び、尊重し合う社会を実現するため、言語・文化の多様性を尊重する社会を作ることが必要である。

一方、我が国においては、日本文化の基盤を成す日本語が多文化共生のためのコミュニケーションの手段にもなっている。この現実を踏まえ、言語・文化の相互尊重を前提としつつも外国人の我が国における社会参加が促進されるよう、多様な背景を持つ住民間の相互理解や共同参画意識を向上させるための共通語としての日本語の普及及び学習の促進を行うことが求められている。

3 多文化社会に対応した日本語教育

言語・文化的背景の多様な人々が、共通語である日本語を通して築く社会では、社会参加に最低限必要な日本語能力を習得するための学習環境の整備と学習機会の提供が必要である。特に、我が国に暮らすすべての人が、健康かつ安全に生活するために必要な日本語教育の内容を検討するとともに、学習機会提供のための仕組みが整備されなければならない。

*1「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」（平成3年11月1日施行）により、「平和条約関連国籍離脱者及びその子孫」は「特別永住者」と定められ、従前の「協定永住許可者」、「法126-2-6該当者」、「平和条約関連国籍離脱者の子」の全部及び入管法上の「永住者」の一部などが「特別永住者」となった。

*2法務大臣が永住を認める者。

*3法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者。

*4本邦の公私の機関により受け入れられて行う技術、技能又は知識の修得をする活動。

Ⅱ これまでの文化庁における日本語教育施策の概要

国内の日本語教育の対象者は、昭和50年代半ばまでは、留学生、研修生、ビジネス関係者等が中心であった。昭和50年代半ば以降、インドシナ難民、中国帰国者、国際結婚の配偶者などの日本語支援に関連して、ボランティア活動が各地で始まり日本語教室が運営され始めた。平成2年以降は、出入国管理及び難民認定法（入管法）の改正により急増する日系南米人及びその家族にまで支援の範囲は広がった。

文化庁は、地域における日本語教育のニーズの高まりを受け、我が国に在住する外国人に対する日本語学習支援の充実と、その在り方を調査研究する目的で平成6年度から12年度にかけて、八つのモデル地域を指定して、日本語教室の開催や日本語指導者養成のための講習会の開催等の事業を委嘱により実施した。事業終了後の各報告書の中で特に多く提言されたのは、（1）ネットワーク構築の必要性、（2）リソース（人材・情報）センターの設置、（3）コーディネーターの配置であった。また、（4）指導者の養成や（5）外国人年少者への対応なども、課題として挙げられた。

平成12年に国語審議会より答申された「国際社会に対応する日本語の在り方」においては、国内の学習支援について、学齢期の子供を含む各地域に居住する外国人を対象に、（1）きめこまやかな学習プログラムの提供、（2）関係団体及び関係者の連携協力、（3）中核的指導者の養成を目的とした研修を課題に挙げ、多様な学習需要に応じた日本語教育を一層推進していく必要があるとしている。

そこで、それまでに得られた知見を基に、平成13年度以降全国各地で地域の日本語教育の現場において中核的な役割を果たすコーディネーターの養成や、地域の日本語ボランティアの実践力向上を目指す事業、全国各地での親子参加型日本語教室を展開した。

その成果として、地域における日本語教育への自治体関係者の理解が促進され、一部の自治体では活動を独自の事業として引き続き実施するところが現れた。しかし、地域自らの事業企画能力の向上や、支援活動の自立化に向けた地域における行政とボランティアの連携協力は必ずしも進んでいない。その後、関係機関との連携協力を目標とした地域の自主的な企画に基づく事業の委嘱への転換を図ったが、日本語教育関係機関の相互の連携協力によるネットワークの構築には至っていない。また、日本語教育の拠点としてのリソースセンターの設置、及びコーディネーターの配置等も引き続き課題として残されている。

一方、外国人の滞在の長期化に伴って、一部地域では日本語を使わずに生活できるコミュニティが形成され始めている。そのため、使用機会が減少したことによって生じる日本語学習に対する動機付けの低下への対応や、外国人の社会参加を支える生活のための日本語教育のカリキュラムの作成など、新たな課題が指摘されている。

今後、地域社会の一員として生活するすべての人にとって不可欠な言語の習得について、日本語を母語としない住民についても配慮された施策検討の必要性が高まっている。なかでも、外国人を対象として、これまで主にボランティアの自主的な活動によって支えられてきた日本語教育を、専門家や関係機関との連携の下、計画的に実施する必要性が高まっている。

Ⅲ 今後検討すべき課題

現在、喫緊の課題となっているのは、地域社会の一員として外国人が社会参加するのに必要な日本語学習の支援である。今後、これまでの取組によっても、いまだに解決されていない課題や新しい課題への具体的な対応が必要である。特に、内容の改善、体制の整備、連携協力の推進の3点について、早急に検討する必要がある。

1 内容の改善

言語・文化的背景や日本語学習環境・動機が多様な住民が社会の様々な層に広がり、日本語教育のニーズは多様化している。このような状況に対応して、教育内容及び教育方法についての検討が必要となっている。

(1) 地域における日本語教育の専門性と内容の明確化

地域における日本語教育の専門性について、その特色を明らかにするとともに、生活者としての外国人を対象とした日本語教育の具体的な内容について検討する必要がある。その上で、学習者の個人差にいかに対応するかという全世界の言語教育に共通した課題や、学習者である外国人の生活状況の地域による異なりを踏まえ、学習者の多様なレベル・目的等に対応した言語教育の在り方、地域性に応じた日本語教育の具体化方策についても検討することが必要と考えられる。

なお、これらの課題を検討するに当たっては、実態把握のための基礎的な調査が不可欠である。その際、日本語教育の基盤情報について研究する機関や、各地域の大学等における研究成果を取り入れて検討することが必要である。

(2) 地域の日本語教育を担う専門職の養成

地域における日本語教育はいわゆる言語教育にとどまらず、言語学習を通じた生活支援の場としての機能が期待されている。地域における生活者のための日本語教育を機能させるためには、日本語教育の関連領域に関する知識と、事業の企画・立案力のほかに、関係者・機関をつなぎ、問題解決の道筋を作っていく能力を有するコーディネーターの養成が必要となっている。

2 体制の整備

地域の日本語教育は、主にボランティアの自主的な活動によって支えられてきた。しかし、地域住民としての外国人の積極的な社会参加が期待されるようになった今、国や都道府県、市町村の行政機関に加え、企業や大学・研究機関等の団体、さらには地域の日本語ボランティアやコーディネーター等の個人に至るまで、関係者が今後果たすべき役割を明確化するとともに、地域拠点を中心とした体制整備を検討する必要がある。

(1) 日本語教育の政策的位置付け

多文化共生社会実現のために、国は日本語教育の政策的位置付けを明確にし、国と地域がそれぞれの責任において取り組むべき日本語教育の課題と実施主体を明確にする必要がある。その上で、地域の日本語教育関係者が活動しやすいような基本的な枠組みを示すことが求められる。

(2) 地域における体制整備

上記の枠組みが実効性を有したものになるよう、関係機関の体制の整備が必要と考えられる。特に、これからの日本語教育施策の展開において、市町村の現場と国との間を取り持つ、広域行政機関としての都道府県の役割を明確にするとともに、広域的な日本語教育ネットワークの中心となる日本語教育の拠点を形成し、人材と情報のリソースセンターの機能を持たせることが必要である。また、これまで地域における日本語教育はボランティア団体や国際交流協会、地方自治体を中心にして行われてきたが、企業や大学・研究機関も積極的に地域貢献することが求められている時代において、それぞれの役割を地域社会の中で再構築していくことが重要となっている。

3 連携協力の推進

外国人住民を含む日本社会のニーズに対応できる、地域における日本語教育の体制を整備するため、関係者間の連携協力は欠かせない。例えば、国や地方自治体等の行政機関が、地域の企業等と連携しながら、日本語ボランティアや、日本語教育及びその他の専門家からの協力・支援を得たり、在住する外国人のネットワーク、組織、団体などとの連携によって、外国人の意見や要望を施策に反映したりすることが重要である。

さらに、日本での生活基盤を確立するためには、地域における日本語教育においては単なる語学習得にとどまらず、地域に暮らす外国人が、医療・福祉・安全・教育・就労・税金等の様々な分野に関する知識を併せて習得できるよう、日本語教育以外の関係者との連携を取った教育体制の整備が必要である。

なお、各地域が抱えている課題は多様であることから、連携協働の具体化方策を検討するに当たっては、まず様々な地域の実態を把握することが不可欠である。

以上の検討課題に対応した施策の在り方について、次期以降の文化審議会国語分科会において引き続き検討していくことが必要である。

国語分科会日本語教育小委員会における審議について

— 今後検討すべき日本語教育の課題 —

I 多文化社会における日本語と日本語教育

背景

- ・外国人の増加(外国人登録者数208万人)
- ・外国人の多様化(韓国朝鮮人以外の占める割合の増加)
- ・外国人の滞在の長期化(「一般永住者」の増加)

理念

- ・外国人の社会参加を促進するための共通語としての日本語の普及と学習の促進が必要
- ・日本語教育の内容の検討と学習機会提供のための仕組みの整備が必要

II これまでの文化庁における日本語教育の取組

文化庁は、以下のような施策を通じ、我が国に在住する外国人への日本語学習支援を実施。

- ① 地域における日本語教室の開催
- ② 日本語ボランティアの研修事業への支援

成果

- ・地域における日本語教育への自治体関係者の理解が促進
- ・一部の自治体において事業が自立化

引き続き取り組むべき課題

- ・コーディネーターの配置、リソースセンターの設置
- ・ネットワークの構築
- ・地域の日本語教育に対する自治体等関係者の理解の促進
- ・地域自らの事業企画能力の向上
- ・行政と支援者の連携協力の促進

新たな課題

- ・日本語学習動機向上
- ・社会参加を支える生活のための日本語教育カリキュラム作成

III 今後検討すべき課題

1 内容の改善

- (1) 地域における日本語教育の専門性と内容の明確化
- (2) 地域の日本語教育を担う専門職の養成

2 体制の整備

- (1) 日本語教育の政策的位置付け
- (2) 地域における体制整備

3 連携協力の推進

- ・関係者間の連携を取った学習支援体制の整備
- ・日本語教育以外の分野の専門家との連携

■ パネルディスカッション

○テーマ：「地域における日本語教育のコーディネート機能について考える」

○趣 旨：文化審議会国語分科会日本語教育小委員会の審議状況の説明を踏まえ、これからの地域における日本語教育のコーディネート機能の在り方について考える。

○進行役：山西 優二（早稲田大学教授）

○協議者：甲村 洋子（愛知県地域振興部国際課多文化共生推進室主幹）

小山 紳一郎（財団法人かながわ国際交流財団情報サービス課長）

杉澤 経子（東京外国語大学多言語・多文化教育研究センタープログラム
コーディネーター）

西原 鈴子（東京女子大学教授）

（敬称略）

<進行役>

山西 優二（やまにし ゆうじ）

早稲田大学文学学術院教授

専 門：国際教育，開発教育

略 歴：神戸大学経済学部卒業。商社勤務後，留学・

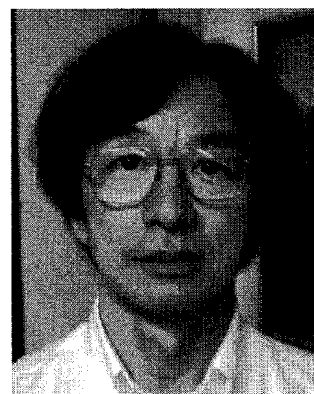
海外放浪し，帰国後，1980年頃より，開発教育，国際理解教育，人権教育などの教育活動に，当初はNGOの立場から関わり始める。そしてそれ以降，学校，地域へとその立場・領域を拡げてきている。現在，大学以外では，開発教育協会理事，日本国際理解教育学会理事，かながわ開発教育センター代表，逗子市社会福祉協議会理事などを務め，またいくつかの地域での国際理解教育プログラム作り・教材作りや多文化共生プラン作りのアドバイザーを担っている。

主著書：『地域から描くこれからの開発教育（新評論共編著，2008年）

『持続可能な教育と文化－進化する環太平洋のESD－』（せせらぎ書房，共著，2008年）

『やってみよう参加型学習！－日本語教室のための4つの手法－』（スリーエーネットワーク，共著，2005年）

『外国人の定住と日本語教育』（ひつじ書房共著，2004年）



<協議者>

甲村 洋子（こうむら ようこ）

愛知県地域振興部国際課多文化共生推進室主幹

略歴等：愛知県入庁後、産業労働部、国際博推進局等に勤務。2006年度より現職。産業労働部では、改正男女雇用機会均等法の普及や仕事と家庭の両立支援業務等に従事。「2005愛知万博」開催時には国際博推進局に勤務し、愛知万博終了後、その成果継承のために新設された多文化共生推進室に勤務。外国人も日本人も共に暮らしやすい多文化共生の地域作りを目指して、愛知県多文化共生センター設置、多文化ソーシャルワーカーの養成・活用や外国人労働者のための憲章策定などを実施し、この6月には外国人の子供たちへの日本語学習支援基金を創設したところである。「あいち多文化共生推進プラン」を2006年3月に策定。



小山 紳一郎（こやま しんいちろう）

財団法人かながわ国際交流財団情報サービス課長

専門：地域情報論、学習文化施設運営

略歴：1988年に財団法人神奈川県国際交流協会（現・財団法人かながわ国際交流財団）に就職以来、NGOへの資金助成、グローバル教育分野の人材育成、多文化共生施策に関わる調査研究などに携わる。武蔵大学メディア社会学科非常勤講師（2005年～現在）、東京外国語大学多言語・多文化教育研究センター特任研究員（2006年～現在）。

主著書：『クリエイティブな学習空間をつくる』（ぎょうせい、共著）

『草の根の国際交流と国際協力Ⅰ』（明石書店 共著）

『価値を創る都市へ—文化戦略と創造都市』（N T T出版、共著）ほか



杉澤 経子（すぎさわ みちこ）

東京外国語大学多言語・多文化教育研究センター
プログラムコーディネーター

略 歴：1989年の設立時より2006年まで武蔵
野市国際交流協会プログラムコーディネータ
ー。市民参加の視点から地域日本語事業、国際
理解教育推進事業、外国人相談事業など協会に
おける事業全般を統括。2006年から現職。
センターの教育、研究、社会連携の3つの活動
全般に携わる中で、主には「協働実践研究プロ
グラム」、「多文化社会コーディネーター養成プ
ログラム」を担当。現在、東京外国人支援ネッ
トワーク代表、特定非営利活動法人国際活動市
民中心常務理事、ほかを務める。

主著書：『やってみよう・参加型学習！-日本語教室の
ための4つの手法-理念と実践』（スリーエー
ネットワーク、編著、2005年）

文化庁編『地域日本語学習支援の充実-共に
育む地域社会の構築に向けて-』（文化庁、共同
執筆、2004年）

『わーい！外国人が教室にやってきた！-学校
と地域がつくる国際理解教育』（武蔵野市国際
交流協会、編著、2002年）ほか



西原 鈴子（にしはら すずこ）

東京女子大学現代文化学部教授（Ph. D.）

専 門：応用言語学、日本語教育学

略 歴：アメリカ、インドネシア、オーストラリア、
日本で日本語教育に従事した後、昭和61年に
国立国語研究所入所。国立国語研究所日本語教
育センター日本語教育指導普及部長を経て現
職。平成13年から平成17年まで日本語教育
学会会長を務める。また、平成16年から中央
教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会外
国語専門部会委員を務めている。文化審議会国
語分科会では、平成16年から委員となり、平
成19年からは日本語教育小委員会主査を務め
ている。

主著書：『Japanese I, II』（放送大学、共著）

『Cross-cultural Pragmatics and the
Japanese Language』（自治体国際化協会他）



<メモ>

■ 地域日本語教育支援事業報告会

○趣 旨：平成19年度文化庁地域日本語教育支援事業における日本語教室設置運営、人材育成（日本語教育研修）、及び連携推進活動の成果報告を行う。

「地域における日本語教室設置運営について」

○事例発表者：戸澤 江梨香（日伯学園園長）

○報告事例：特定非営利活動法人大泉国際教育技術普及センター主催「集住地域の特性を生かした日本語講座（「目指せ、日本の高校・大学への進学！」）
—先輩＝モデルとしてのバイリンガル講師を活かした協調学習と夢の実現—

「地域における日本語教育の研修について」

○事例発表者：阿部 弘美（財団法人山形県国際交流協会スタッフ）

○報告事例：財団法人山形県国際交流協会主催「日本語ボランティア研修会～地域の生活者として必要な日本語の指導法～」

「地域における日本語教育の連携推進について」

○事例発表者：堀 永乃（財団法人浜松国際交流協会主任・日本語コーディネーター）

○報告事例：財団法人浜松国際交流協会主催「企業における外国人労働者のための日本語教育支援と地域共生について」

（敬称略）

<発表者>

「地域における日本語教室設置運営について」

戸澤 江梨香（とざわ えりか）

日伯学園園長

「地域における日本語教育の研修について」

阿部 弘美（あべ ひろみ）

財団法人山形県国際交流協会スタッフ

「地域における日本語教育の連携推進について」

堀 永乃（ほり ひさの）

財団法人浜松国際交流協会主任・日本語コーディネーター

<メモ>

「平成19年度文化庁地域日本語教育支援事業《日本語教室設置運営人材育成、連携推進活動》」報告

集住地域の特性を生かした日本語講座

「目指せ、日本の高校・大学への進学！」

先輩＝モデルとしてのバイリンガル講師を活かした協調学習と夢の実現」

（特定非営利活動法人大泉国際教育技術普及センター）

1. 地域の状況

2006年1月末日現在、群馬県大泉町には、6,775人の外国人が居住している。一時は、経済不況により帰国する外国人が増えていると伝えられたが、大泉町ではそれほど目立った減少はなく、むしろ年々漸増している。町の総人口が42,393人ら、外国人は町人口の16.0%を占めていることになる。外国人6,775人のうちの4,993人がブラジル人である。町の人口の1割以上（11.8%）をブラジル人が占めていることになる。大泉町は地域人口における外国人住民の割合が日本一高い地方自治体である。

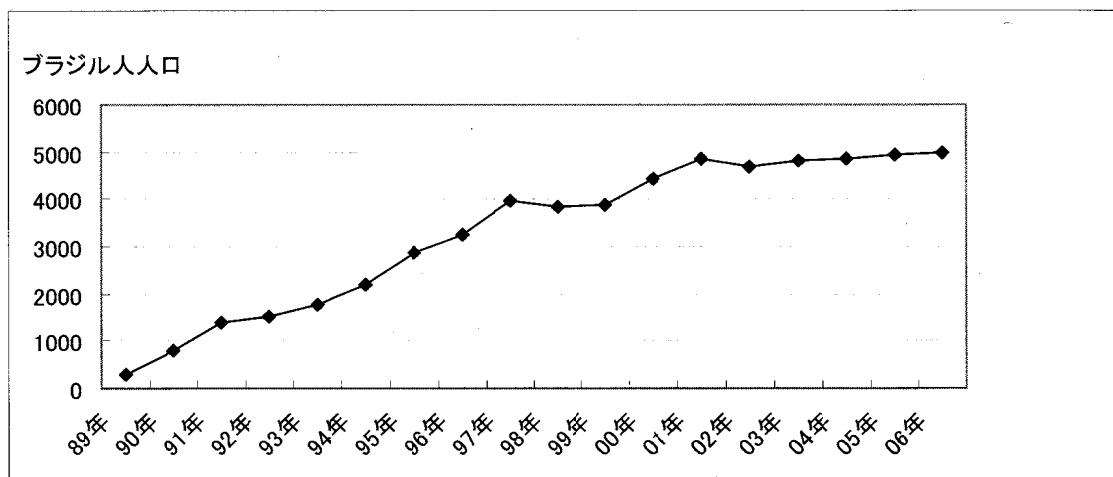


表1 大泉町におけるブラジル人人口の推移(89～06年)

資料出所：大泉町役場住民課資料による

近年では、大泉町とその周辺地域ではこれらの南米日系人の定住化が進んでいるが、すべての人が必ずしも日本の生活にうまく適応しているとはいえない状況が見られる。とくに子どもたちの教育問題は深刻である。

特定非営利活動法人大泉国際教育技術普及センター、この地域に居住するブラジル人を

中心とする在日外国人に対して、日本語や母語、日本文化や母国文化、両国の生活習慣や道徳的規範、学校教育の制度（進学システム）などについての適切な情報と助言及び学習の手段を提供し、それを通して、青少年の健全な育成とともに大人たちの自己更新のための学習にも貢献することを願って活動している。その一環として、文化庁の委託事業である「親子日本語教室」を2004年度に初めて設置して以来、「日本語能力試験」合格等に照準を合わせて日本語教育を展開してきた。

2. 事業概要

2006年度、2007年度は、「集住地域の特性を生かした日本語講座『目指せ、日本の高校・大学への進学！先輩＝モデルとしてのバイリンガル講師を活かした協調学習と夢の実現』」を実施した。この教室は、日本の高校・大学進学を目指した外国籍の子どもたちの日本語能力向上を目的に設立されたものである。具体的には、2004年度～2005年度にかけて文化庁委嘱事業として実施した「親子の日本語教室（以下、親子日）」開設事業の成果を踏まえて、進学のために有利に機能する資格の取得（日本語能力試験）及び、入試の際の日本語での作文・小論文作成を可能にする程度の日本語能力の向上を目指した。

3. 事業の特徴

この事業のオリジナリティーは、受講者に身近なモデルを提示しながら学習の動機付けを行った点にあると思われる。年少者に対しては、親子日の大きな成果の一つとして見いだされた人材である、現在日本の高校に進学しているバイリンガルの外国籍生徒（先輩＝モデル）を講師補助に採用することで、協調学習の場を提供した。年少の受講者に講師補助の高校生を身近なモデルとして提示することにより、学習意欲の向上につながった。日本の学校への就学経験がある子どもでも、一度日本の学校から転出すると日本語学習の場や意欲を失いがちだが、この教室では先輩モデルの提示が奏功し、日本語能力試験1級合格者や、日本の高校への進学者を生み出すことができた。

もう一つの特徴としてあげられるのが、日本語教室の将来を担う人材育成である。講師補助の高校生に対しては、日本語教室を通じて、外国人コミュニティ（集住地域）における彼ら自身の存在意義やポルトガル語（母語・母文化）の重要性、日本語（第二言語）をしっかり習得したバイリンガルの人材（二言語併用者）としての将来の可能性に対する自覚を促し、日本の大学進学への動機付けを行った。結果、講師補助の4名全員が日本の大学に進学している。

4. 課題と今後の展開

「具体的な目標に向けてのきめ細かい支援」を目指していたため、常に講師陣が不足していた。しかしながら、そのおかげで、結果的にはさまざまな人が支援に携わってくれるようになり、日本でよりよく生きていくために日本語学習と格闘する受講者と接触する中

で、ブラジル人コミュニティに対する理解が深まったことは確かである。

次世代の人材育成については、上述したように当事者が熱心にその役割を果たしてくれましたが、彼・彼女ら自身の日本語教育能力をレベルアップさせるための支援を十分に行うことができなかった。

課題として以下の点があげられる。まずはじめに、地域ヴォランティアのさらなる充実である。すでに日本人の高校生や日系の生徒などが積極的に講師補助として活躍しているとはいえ、日本の文化や日本的な考え方を理解するうえで、幅広い年齢層の講師陣を揃えることは有用な手段となりうる。そのための地域ヴォランティアを増やすことも検討する必要がある。

さらに、次世代の人材育成については、当事者の自助努力が余儀なくされたことから、彼・彼女らを対象とした専門的な教育支援プログラムが必要であると考ええる。

今後の展望であるが、今年度の設置で日本語教室が定着し常設にむけた軌道にのりつつあるため、来年度以降も、本年度同様の日本語教室設置を考えている。不足している講師陣の確保については、自治体や地元企業と連携を区っていくことで解決したい。

次世代の人材育成については、各地で開催されている「日本語教室」への見学によって交流を深めたり、異なる指導法を学んだりするなどより広い視野で育成することも検討している。また、日本語教師育成プログラムへの参加などを通し彼・彼女らの専門性を高める努力もしていきたい。それと同時に、人材育成対象者の裾野を広げることで、日本語教室の持続可能性を高める必要性も痛感している。

<メモ>

平成19年度文化庁地域日本語教育支援事業《人材育成》報告

「日本語指導ボランティア研修会

～地域の生活者として必要な日本語の指導法～」

1. 山形県の状況

- ・ 外国人登録者数 7,356 人 (H19.12 月現在) 人口比率 : 0.61%

主な内訳

〈国籍〉

中国 3,307 人、韓国 2,145 人、フィリピン 774 人、ベトナム 193 人、ブラジル 185 人

〈在留資格〉

「永住者」2,522 人、「日本人の配偶者等」1,425 人、「特定活動」904 人

- ・ 日本語教育に携わる機関・団体数 45 (H20.5 月現在)

2. 人材育成事業の概要について

- ・ 研修会開催に至る背景
 - － 山形市国際交流協会との共催 (幅広く参加者を募るため)
- ・ 事前準備
 - － 県内日本語指導ボランティアへアンケート調査実施
- ・ 研修内容
- ・ 参加者の状況
 - － 参加者数 延べ 34 名
 - － 多岐にわたる属性 (日本語教室ボランティアの他、教員、大学生、外国出身者)
- ・ 研修の成果
 - － 学習者に沿った実践的な指導法
 - － ボランティアが一堂に会する機会

3. 日本語教育における山形県国際交流協会の取り組み

〈県内在住外国人アンケート調査（H18年5月）から〉

日常生活で最も困っている事、不安に思っている事として一番多かった回答が「日本語がよく分からない」、また、日本語を学ぶ方法として「各地域の日本語教室」が一番多いものとなった。

- ・ 日本語教室の開催

中級日本語教室として昼間、夜間クラスを開催。また、同じ建物の中で行われている他団体の日本語教室と連携し、学習者がより受講しやすいよう、日程、カリキュラムなどを事業開始前に調整している。

- ・ ボランティア養成講座等の開催

県内を4地域に分け、年に1地域で全30時間の養成講座を開催。会場や広報は市町村の共催を得て協力してもらい、講師はNPO団体に依頼している。これまで県内に150～200人養成。その他にも日本語指導ボランティアを対象にした「フォローアップセミナー」（経験の浅い方を対象）や、「スキルアップセミナー」（指導歴の長い方を対象）を開催。

- ・ 他団体との連携、サポート

県内日本語教室の活動内容等の情報収集を行いHPに掲載することで、学習者が情報を得やすいようにしたり、問合せに対して速やかに紹介ができるようにしたりしている。また、新しく日本語教室を立ち上げる団体に助成金の交付やこども日本語教育に関する団体に負担金を支払うことでサポート。様々な面で他団体から協力を得ているが、特に隣接している山形市国際交流協会とは連携の機会が多い。

4. 課題と今後の展開

- ・ 日本語学習者のニーズの多様化

学習歴が長くなるにつれ求める日本語が多様化し、ニーズが把握しづらい。

→ アンケートで要望を調査。今年度、上級日本語教室を新規開講。また、中級日本語教室の学習目標に「日本語能力試験2級以上を目指す」を設定。

- ・ 厳しい財政状況

年々厳しくなる財政で事業縮小の懸念。

→ 他団体とより一層の連携を図り、コストを抑えていく。

〈県の中核的な組織として求められているもの〉

県内全体を見渡せる力と、国際交流関係団体と協力しコーディネート機能を更に強化していくことで、在住外国人をはじめ、数多い支援団体にも常に頼られる存在を目指す。

平成 19 年度文化庁地域日本語教育支援事業《人材育成》

講座名	日本語指導ボランティア研修会 ～地域の生活者として必要な日本語の指導法～
主催	財団法人 山形県国際交流協会
共催	山形市国際交流協会
協力	社団法人 国際日本語普及協会 (AJALT)
実施期間	平成 19 年 11 月 10 日 (土) ～11 日 (日) 10:00～17:00 (二日間とも)
実施場所	山形県国際交流センター研修室
講座名 / 内容 / 講師名 (敬称略)	11 月 10 日 (土) ①「生活のための日本語支援活動を考える」 ー地域支援活動に求められるものー AJALT 専務理事 岩見宮子 日本における在住外国人のデータに基づいた現状と国の施策、また地域の日本語支援の実情と求められるものについて ②「生活のための日本語支援」 ー身近なものの教材化ー AJALT 所属日本語教師 新野佳子 学習者の目的・ニーズに合わせた教材作りの大切さと身近な素材例を紹介 ③「中・上級学習者への支援の方法」 ー話す力を向上させるにはー AJALT 所属日本語教師 内海美也子 各レベルの捉え方と、対象者に合わせた支援法について 11 月 11 日 (日) ワークショップ ー地域や学習者のニーズに合わせた効果的な支援の方法ー ー具体的な授業の展開を考えるー ー模擬事業と意見交換ー AJALT 所属日本語教師 新野佳子 AJALT 所属日本語教師 内海美也子 テーマごとに分かれたグループによる教材作りと指導法の意見交換

<メモ>

「平成19年度文化庁地域日本語教育支援事業《日本語教室設置運営人材育成、連携推進活動》」報告

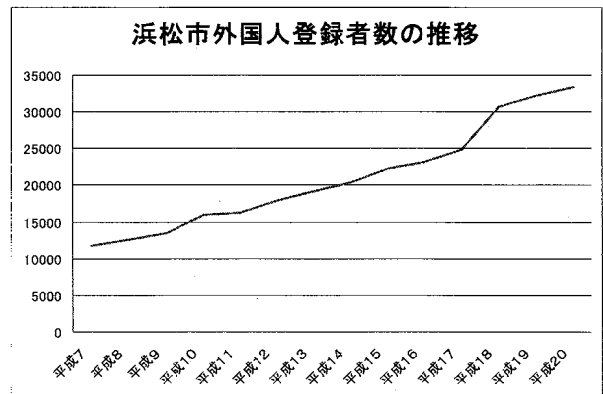
「企業における外国人労働者¹のための日本語教育支援と地域共生について」

地域と企業の日本語連携のすすめ

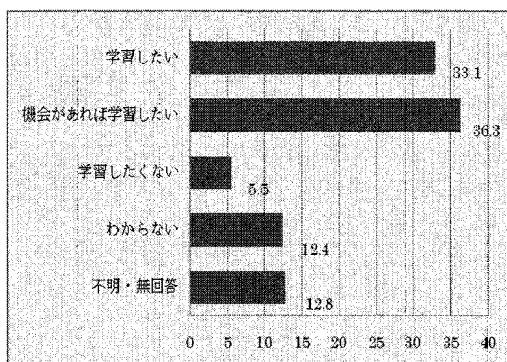
(財団法人浜松国際交流協会)

1. 地域の状況

浜松市は繊維、楽器、輸送機器といった製造業が盛んで、ヤマハ、ホンダ、スズキなどが在している、いわば「ものづくり」の街である。1990年以降は「デカセギ」と呼ばれる南米系外国人が居住するようになり、その数はうなぎのぼりで増加の一途をたどっている。近年、総人口の約4%の3万3千人を超える外国人人口を抱え、郊外に新築一戸建てを購入し日本人と変わらない生活を営む外国人も現れているが、いまだ外国人の多くが派遣或いは請負の形態で働く労働者であり、安定した生活を得ているとは言いがたい。このように、外国人の定住化にともない、子どもの教育や社会保険の未加入など、多面的な支援が必要となっている。



こうしたなか、浜松国際交流協会は外国人の生活支援や日本人の国際理解といった事業を展開している。とくに、外国人に対する日本語教育は、地域社会における豊かなコミュニケーションを図るための重要な核であると考えている。しかし、浜松市が行った調査²によると、約70%の外国人は日本語を学びたいと考えているにも関わらず、時間や費用などの個人的な理由から日本語を学んでいないのが現状である。



企業にとっては、品質および生産性の向上が大きな課題である。そのため、外国人を多く受け入れている（あるいは雇用している）企業は、外国人の日本語力不足によるトラブルを防ぐため、外国人労働者に対し、ある程度の日本語能力を要求している。

¹ 「外国人労働者」とは、デカセギを主目的として来日したブラジル、ペルーなどの南米系外国人（日系人）のことをさす。

² 浜松市における南米系外国人の生活・就労実態調査（2006）

2. 事業概要

地域と企業と行政の連携による日本語教育支援を充実させていくために、その具体的な取り組み方法や企業内日本語教室の効果的な実施運営について協議を行う「地域日本語連携推進協議会」を設立。ヤマハ発動機（株）IMカンパニーにおける日本語教室での実践事例をモデルに、以下の点について協議を重ねた。

- ① 企業における日本語教室の実践と報告、課題について
- ② 教授項目とカリキュラム、日本語ボランティアに求められる能力について
- ③ 地域共生に向けた企業との協働と具体的な取り組みについて
- ④ 多文化共生社会づくりを目指す地域と企業と行政の連携について

その結果、企業における日本語教育支援は、企業と地域の双方向からのメリットに合致し、多文化共生社会づくりを推し進める手段となることがわかった。

企業内日本語教室の効果は、

- 人と人を結ぶ人間関係づくり
- 外国人（日本語能力）と日本人（異文化理解）の人材育成につながる
- ボランティアの活躍により地域に開かれた企業となる

このように、外国人労働者への日本語教育は、社内におけるコミュニケーションを充実させるための方法として必要不可欠な取り組みである。

3. 事業の特徴

様々な背景を持つ人たち（委員）による取り巻きと関係がすすんだ

例）カリキュラム開発の必要性から企業日本語カリキュラム開発事業へ発展したこと、浜松市内の主要企業へのアプローチ など

【成果】

- ・ 十分な打ち合わせによる意思疎通と課題の共有
⇒ PDCAサイクル版日本語教室の確立
- ・ 社内従業員をゲストに迎えて交流を図り、日本人側の意識を改善
⇒ 社内コミュニケーションの充実と円滑化、従業員同士の相互理解
- ・ 企業間（関係機関との）連携
⇒ 企業PRと企業間協働のCSR

4. 課題と今後の展開

・早急なカリキュラム作成

日本語学習のみならず日本社会への適応のために、防災や医療に関する情報の提供をすすめている。なかでも、地元の大規模ドラッグストアや日本マクドナルドといった企業間協働による日本語教育支援活動は、外国人学習者にとって、楽しく実践的なロールプレイが行える。そのうえ、相手方企業の日本人に対して、外国人にわかりやすい日本語について考えてもらう機会となっている。また、消防署や警察の協力により、実際に電話を使った練習を行うことは、防災意識や緊急時の対応についても理解を深めることになる。しかし、こうした教室展開は、企業が主導的に行うのにあたり大きな困難を極めるものである。企業間協働による日本語教室の実践も加えて、早急な一連のカリキュラム開発が必要となっている。(文化庁委嘱事業とのつながり)

・日本人従業員の積極的な参加の促進

現在、授業毎にリーダー・職長レベルの従業員が分担して教室内の会話練習に参加している。これにより、国籍や職場の上下関係を超えた人間同士のかかわりができはじめた。しかしながら、未だこの活動は職場内に浸透しているわけではない。さらなる社内環境の改善に向けて、外国人のための日本語教育に対する社員の理解と他の部署にいる日本人従業員の積極的な参加が求められる。

・ファシリテーター能力を有する日本語学習支援者の育成

企業内日本語教室は1週間に1回の開催によるもので、一回終了型の授業展開を行わなければならない。日本人をゲストに迎えるときや企業間協働の回では、外国人が既に持っている日本語能力を引き出す活動が求められる。また日本人の発話についてもフィードバックのために十分な把握をしなければならない。そのうえで企業担当者とは異なる教室そのものの運営に深く関わらなければならない。

これまでの日本語教室活動は、教師(あるいは支援者)と受講者による相互の関係が主流だったが、これからは企業が加わり3者の関係となる。しかも常に外国人受講者の発話を促す活動が求められるので、これまでの教室活動を発展していかなければならない。そのため、こうした教室を運営できるノウハウを有する、いわばファシリテーター能力を有する日本語学習支援者を育成していかなければならない。

<メモ>

■ 地域日本語教育支援事業協議会

- テーマ：「地域における日本語教育支援のこれから」
- 趣 旨：平成19年度文化庁地域日本語教育支援事業の成果報告を踏まえ、今後の地域の日本語教育の在り方について意見交換を行う。
- 進行役：宮崎 里司（早稲田大学教授）
- 協議者：阿部 弘美（財団法人山形県国際交流協会スタッフ）
戸澤 江梨香（日伯学園園長）
堀 永乃（財団法人浜松国際交流協会主任・日本語コーディネーター）
(敬称略)

<進行役>

宮崎 里司（みやざき さとし）

早稲田大学大学院日本語教育研究科教授，オーストラリア研究所所長

専 門：第二言語習得，言語教育政策，オーストラリア研究

略 歴：モナシュ大学日本研究科応用言語学博士（Ph. D）。1988年～1997年まで，オーストラリア国立モナシュ大学日本研究科にて，日本語教育に従事。2004年～2005年，プリンストン大学リサーチ・フェロー，モナシュ大学客員研究員，オックスフォード大学訪問研究員。現在，墨田区・早稲田大学産学官連携プロジェクト 多文化共生社会部門担当。墨田区立中学夜間学級日本語教室および外国人介護ヘルパーの日本語学習支援，早稲田大学エクステンションセンター「すみだ学」コーディネーター。

主著書：『新時代の日本語教育をめざして：早稲田から世界へ発信』（明治書院，編著，2006年）

『おかみ学：なぜ人を育てるのがうまいのか』（PHP出版，2005年）

『接触場面と日本語教育：ネウストプニーのインパクト』（明治書院，共編著，2003年）

『言語研究の方法：言語学，日本語学，日本語教育学に携わる人のために』（くろしお，2002年）

『外国人力士はなぜ日本語がうまいのか』（明治書院，2001年）

『日本語教育と日本語学習』（くろしお出版，共編著，1999年）

<協議者>

阿部 弘美（あべ ひろみ）

財団法人山形県国際交流協会スタッフ

戸澤 江梨香（とざわ えりか）

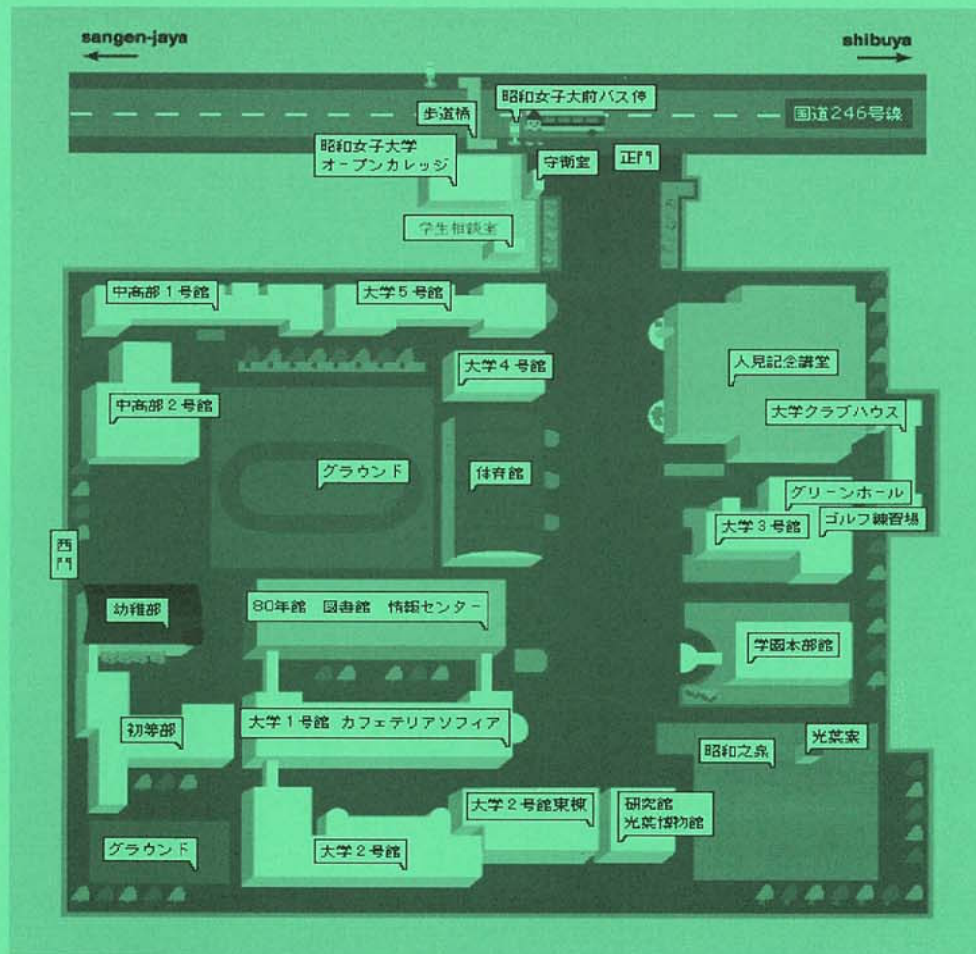
日伯学園園長

堀 永乃（ほり ひさの）

財団法人浜松国際交流協会主任・日本語コーディネーター

<メモ>

昭和女子大学 構内図



※構内は、原則、禁煙、飲食禁止です。飲食は学生会館のホールでお願いします。